

みなさんの地域活動を応援します

地域での活動中にケガをしてしまった。

補償制度はありますか？

◇地域活動でケガ等を
された場合には市の
補償制度があります。
◇事前の加入手続き



公民館の主催・共催行事ですか？
公民館の利用者ですか？

はい

いいえ

5人以上の団体による
公益的な活動ですか？



はい

いいえ

申し訳ございません。
公民館総合補償制度、市民活動
補償制度の対象ではありません。

公民館総合補償制度

市民活動補償制度

対象者

- ◇公民館主催・共催行事の参加者
 - ※スタッフ、参加者、観覧者
- ◇公民館の利用者
 - ※自由来館、地域活動、各種サークル等



補償概要

傷害補償

- 死亡：500万円～
- 後遺障害：500万円～
- 入院：2,600円/日～
- 通院：1,200円/日～
- 手術：13,000円～
- ※上記のほか見舞金制度あり

賠償責任補償

なし

[問合せ先]

公民館の職員にお気軽にお尋ねください。

※または、佐賀市役所公民館支援課

☎ 40-7370



対象者

- スタッフ（指導者・活動者）
- ※参加者や観覧者は補償の対象外

対象活動

- 地域での清掃活動、防犯活動、環境美化活動など

対象外

- ◇自宅等からの往復途上
- ◇自助的な活動、懇親・趣味の活動
- ◇職場や学校等の管理下の活動
- ◇スポーツ活動など

補償概要

傷害補償

- 死亡：500万円
- 後遺障害：15万円～500万円
- 入院：3,000円/日
- 通院：2,000円/日
- 手術：15,000円～30,000円

賠償責任補償

- 身体賠償：6,000万円/名
3億円/事故
- 財物賠償：300万円/事故
- 受託物賠償：300万円/事故

[問合せ先]

市民活動中の事故のとき

→佐賀市役所 協働推進課 ☎ 40-7078

自治会活動中の事故のとき

→佐賀市役所 総務法制課 ☎ 40-7010

[注]ここに掲載している内容は補償制度の概要です。
補償対象の可否や要件等もありますので、詳しくは問合せ先にご確認ください。

